

令和6年度

旭川農業水利事業

旭川左岸幹線水路他用地測量調査（その6）業務

現場説明書

東北農政局旭川農業水利事業所

- 1 一般事項について
一般事項については「別紙－1 一般事項」のとおりである。
- 2 積算基地について
本業務の積算基地は秋田市とする。
- 3 打合せの配置人員について
打合せの配置人員は以下のとおりである。
なお、打合せ日数は、0.5日/回とし、着手前、中間1回及び納入時は同日打合せとしている。

(1) 用地測量

打合せ段階	測量主任技師	測量技師	測量技師補
着手前	0.5	0.5	
中間		0.5	0.5
納入時	0.5	0.5	

(2) 用地調査

打合せ協議	主任技師	技師A	技師B	備考
着手前	0.5	0.5	0.5	
中間	0.5	0.5	0.5	営業その他の調査(2回)
中間	0.5	0.5	0.5	
中間	0.5	0.5	0.5	地盤変動影響調査等(1回)
納入時	0.5	0.5	0.5	

- 4 打合せに係る旅費交通費について
打合せに係る旅費交通費は通勤によるものとし、秋田市内～事業所間のライトバン運転経費、秋田中央IC～横手北スマートIC間の高速道路料金(3,091円(往復、税抜き))を計上している。
ただし、移動時間に係る人件費については、計上していない。
- 5 外業に係る旅費交通費について
外業に係る旅費交通費は以下のとおりである。
(1) 用地測量
現地作業における外業は通勤によるものとし、秋田中央IC～横手北スマートIC間の高速道路料金(3,091円(往復、税抜き))を計上している。ただし、移動時間に係る人件費については、計上していない。
また、ライトバン運転経費は標準歩掛の機械経費率に含まれているため、計上していない。
なお、現地作業の日数は16日を計上している。
(2) 用地調査
現地作業における外業は通勤によるものとし、秋田市内～現地間のライトバン運転経費、秋田中央IC～横手北スマートIC間の高速道路料金(3,091円(往復、税抜き))を計上している。ただし、移動時間に係る人件費については、計上していない。
なお、現地作業の日数は7日を計上している。
- 6 豪雪補正について
機械経費に係る豪雪地域の補正率は10%を見込んでいる。
- 7 立会経費について
(1) 用地測量
境界の確認に伴う立会日当として、2,728円(1人、税抜き)を計上しており、関係者は20人を想定している。なお、一括計上とする。

(2) 用地調査

事前調査に伴う立会日当として、2,728 円（1 人、税抜き）を計上しており、関係者は 3 人を想定している。なお、一括計上とする。

8 被災地域における被災農林漁家等の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震又は台風等被災地域における被災農林漁家等の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災農林漁家等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙－1 [一般事項]

1 入札について

- (1) 本業務の入札に当たっては、図面、仕様書、東北農政局競争契約入札心得、業務請負契約書例及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入札書を提出するものとする。
- (2) 本業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金額収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金額収証書は、「日本銀行横手代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金額収証書の宛名の欄には、「東北農政局旭川農業水利事業所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 今泉 浩和」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (オ) 受注者は業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局旭川農業水利事業所長 山岸 雄一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局旭川農業水利事業所長 山岸 雄一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局旭川農業水利事業所長 山岸 雄一」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証券等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証券をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法

その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス(電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。)を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

3 実施期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払保証約款第7条の2に基づく工期変更の被保険者(発注者)から保証事業会社に対する通知は、受注者が代行して行うものとし、その方法は、工期変更に係る業務請負変更契約書の写しを送付するものとする。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 東北農政局旭川農業水利事業所長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。